

平成29年度第6回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成30年2月26日（月）

ところ 市役所第二庁舎801会議室

小金井市市民部保険年金課

平成29年度第6回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成30年2月26日(月)
場 所 市役所第二庁舎801会議室

出席者 〈委 員〉

金 井 東 海	齊 藤 紀 夫	鈴 木 まゆみ
松 本 敏 朗	瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁
穂 坂 英 明	永 並 和 子	遠 藤 百合子
片 山 薫	森 戸 洋 子	渡 辺 ふき子
近 藤 正	吉 田 幹 哉	

〈保険者〉

市民部長	藤 本 裕
保険年金課長	高 橋 美 月
国民健康保険係長	伊 藤 崇
国民健康保険係主任	最 所 拓 也
国民健康保険係主事	高 橋 奏 恵

議 題 日程第1 第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画(案)について(諮問)
日程第2 第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について(諮問)
日程第3 その他

平成30年2月26日

◎**遠藤会長** こんばんは。定刻となりましたので、平成29年度第6回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

◎**伊藤係長** それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。現在、定数17名中、12名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告いたします。

なお、池田委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいております。また、西野委員と黒米委員からは本日遅れる旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

以上です。

◎**遠藤会長** ここで本日の配付資料の確認をお願いいたします。事務局、引き続きお願いいたします。

◎**伊藤係長** それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしました資料3点です。

まず1点目、小金井市国民健康保険データヘルス計画（案）等関係でございます。

2点目、平成30年度確定係数に基づく納付金額等でございます。

3点目、国民健康保険運営協議会の委員構成についてでございます。

次に、本日机の上に配付しております資料1点です。

平成29年度人間ドック・特定健康診査の費用についてでございます。

以上でございますが、資料の不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

以上です。

◎**遠藤会長** それでは、議事に入る前に、前回の第5回国民健康保険運営協議会で委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきました。昨年12月27日付、小国運協発第5号「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）」の答申書に付す意見の取りまとめに係る経過につきまして、事務局から報告いたします。

◎**高橋保険年金課長** それでは、国民健康保険税条例の一部改正についての答申書に付す意見に係る経過の説明をさせていただきます。

平成29年11月30日開催第3回協議会において諮問しました「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）」に対する答申書に付す意見の取りまとめに係る経過についてご説明いたします。

当諮問については、昨年11月30日、12月27日の第3回、第4回の本協議会において協議いただき、12月27日に、諮問のとおり認めることとするが協議会で出た意見を付すると答申をいただいたところです。その後、本年1月4日に委員1名から書面にて意見の提出があり、協議会での発言内容を逸脱しない内容であることから収受いたしました。

その内容も踏まえ、協議の中の主な意見を含めた12月27日付答申書案を事務局で作成しました。本年1月9日に、委員提出の意見の文書とあわせて答申書案を会長にご確認いただき、内容についてご了解いただきましたことを受けて、10日に事務局から市長へ答申書を提出し、翌11日の第5回運営協議会に答申書（写）を委員各位に配付いたしましたところですが、委員の皆様から手続に係る不手際をご指摘いただき、協議会において、答申書に別紙として協議会での具体的な意見を付することでご了承いただいたところです。

第5回協議会后、会長にご相談の上、事務局において議事録から主な意見を抜粋した上で、付する意見案として取りまとめました。取りまとめた意見案を会長にご確認いただきご了解いただいた上で、委員の皆様はその案を送付しご意見をいただく期間を設けること、委員の方からいただく意見の取り扱いは会長一任としていただくようにすることを確認しました。その上で、2月2日付で各委員の皆様意見案の確認依頼の文書を送付し、ご意見がある場合は2月7日正午までを期限としてご回答を依頼したところです。

付する意見案に係る意見は1件あり、協議の中での発言内容の範囲であったため、意見案を修正することとし、会長にご確認いただき、ご了解の上で付する意見を確定しました。確定した答申書に付する意見については、会長のご了解をいただき、事務局から市長に経過を説明し、小国運協発第5号の答申書に付する意見を提出し、答申書に別紙として添付いたしました。

このたびは、事務局の認識にずれがあり、委員の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

最後に、本諮問書、答申書及び答申書別紙は、もう1件の保険税条例の一部改正に係る諮問書、答申書とあわせて平成30年度国民健康保険特別会計予算説明資料に掲載し、平成30年第1回市議会定例会に提出しておりますので、申し添えます。

ご報告は以上です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。本件については、報告のとおりとさせていただきますので、ご了承願いたいと思っております。

本協議会の進め方に関し、ご意見もおありでしょうけれども、委員の皆様にご多忙の中、お時間をやりくりしてご参加いただいておりますので、21時ごろを終了としたいと考えております。よろしくお願いいたします。

お越しの委員全員で、全ての議事を協議できればと思います。委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入ります。まず、会議録署名委員の指名ですが、片山委員と森戸委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の日程につきまして、既に机の上に配付しております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

日程第1「第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画（案）について（諮問）」及び日程第2「第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について（諮問）」をあわせて議題といたします。市民部長の諮問を求めます。

◎藤本市民部長 小金井市国民健康保険運営協議会会長、遠藤百合子様。小金井市長、西岡真一郎。

第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）。

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、保険者は健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的保健事業の実施を図るための実施計画を策定するものとされたことから、「第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画」について、下記のとおり策定したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項。

第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画について。

策定内容。

（1）平成30年度から平成35年度までの6年間の実施計画とする。

（2）計画は次の事項を定める。①計画の背景と目的。②現状把握と健康課題。③目標の設定。④実施事業の選定と内容。⑤その他、データヘルス事業実施のために必要な事項。

（3）実施計画の公表は、市報・ホームページ等で行う。

まず、こちらのほうをよろしく願います。

続きまして、もう1件ございます。

小金井市国民健康保険運営協議会会長、遠藤百合子様。小金井市長、西岡真一郎。

第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について（諮問）。

「特定健康診査等基本方針」に基づき、効果的かつ効率的保健事業の実施を図るため、「第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画」について下記のとおり策定したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項。

第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画について。

策定内容。

（1）平成30年度から平成35年度までの6年間の実施計画とする。

（2）計画には次の事項を定める。①計画の背景と位置付け。②特定健康診査等の現状把

握。③特定健康診査等の実施目標。④特定健康診査等の実施方法。⑤その他、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項。

(3) 実施計画の公表は、市報・ホームページで行う。

よろしくをお願いします。

◎遠藤会長 確かにお受けいたしました。

ただいま、市民部長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付いたします。

(諮問文配付)

◎遠藤会長 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局の説明を求めます。

◎高橋保険年金課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

第5回運営協議会にてご報告いたしましたとおり、第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画(案)につきまして、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、平成30年1月18日木曜日から2月17日土曜日まで、意見の募集を実施いたしました。

意見の募集を実施する際には、前回協議会において委員にお配りした計画案に、協議会にていただいたご意見を一部反映したものを計画案として配付したところです。

ご意見を受けて修正した箇所です。資料別冊1、48ページをお開きください。

1点目、説明の文章の最後の行に、下の表内にある「継続検討」の説明を追加いたしました。

2点目、表頭の一番右側、中長期目標(平成35年度末)欄の下の「アウトプット」の前に「目標数値」、「アウトカム」の前に「成果」の日本語表記を追加いたしました。

3点目、表の一番左の列の下から2つ目、「8 医療費通知」の説明文章の1行目、「被保険者に受診した際の医療費の実情を理解」となっていた部分を「医療費の状況を確認」に表現を変更いたしました。

意見募集の結果、お寄せいただいたご意見はありませんでした。

続きまして、第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)につきましても、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、先ほどの第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画案と同時に、平成30年1月18日木曜日から2月17日土曜日まで意見の募集を実施いたしました。こちらも、意見募集を実施する際には、前回協議会において委員にお配りした計画案に、いただいた意見を一部反映したものを計画案として配付したところです。

ご意見を受けて、修正した箇所です。

資料の別冊2、39ページをお開きください。こちらに「第10章 その他」の記述をいたしたところです。

意見募集の結果、こちらもお寄せいただいたご意見はございませんでした。

なお、この2件の計画案の意見募集の結果につきましては、平成30年3月15日号の市報及び市ホームページにて公表させていただく予定でありますので、ご報告いたします。

意見募集終了後、主管課において把握しました誤字脱字等を修正し、図表等の体裁を整えた

ものを、本日の資料、別冊1、別冊2としてお配りしております。

今後の予定です。本協議会で答申をいただきました後、答申を受けまして、市において各計画を確定し、3月中に冊子として取りまとめるとともに、市ホームページに掲載します。また、4月1日号の市報に、計画確定について掲載する予定です。計画の冊子ができたら、委員の皆様へ送付をさせていただきます。

説明は以上となります。

◎遠藤会長 事務局の説明が終わりました。これから、2つの計画についてご質問をお受けいたします。委員の皆様からご質問がございますでしょうか。森戸さん。

◎森戸委員 パブリックコメントをかけてゼロだったということは、PRを含めてどうだったのかということを確認させていただければと思います。

それと、7ページに主たる死因とその割合というのがありまして、トップは悪性新生物で51.7%という数字が出ています。あわせて、がんの医療費、27ページに医療費が載ってまして、全体としてかなりの医療費がかかっているということです。28ページにも1人当たりのものが出ています。

それで、他の循環器系などの最高額と比べても非常に高いわけです。しかし、このデータヘルス計画で、がん予防については一応がん検診ということであるわけですが、この実施事業の内容の中では特定健診の中にがん検診を位置づけて、がん検診と同時実施をするということであって、がんの予防に対する章立てをもう1つしたほうがよかったのではないかと思います。

50ページにがん検診の受診者の実施が載っていて、今回大腸がんと子宮頸がんについて有料化するという市の方向性も打ち出されておりますが、全体的にがん検診を広く呼びかけていくことや、さまざまな、たばこをはじめとしたがん予防対策をぜひ位置づけてほしかったなと思いますが、その点もしご見解があれば伺っておきたいと思います。

◎高橋保険年金課長 まずは、パブリックコメントのPRということです。市で実施するときのパブリックコメントの一定のやり方として、まずは保険年金課の窓口のお客様が来て座られるカウンターのところに2種類のを設置させていただき、一番目に入りやすいところに置いてはみました。あとは、関係するような施設等にも置いていただいたところです。

お持ちいただいたかどうか最終的には確認がとれてはございませんけれども、そういった形で、ホームページ等も若い方は見ていただけるのではないかとこの形で掲載しておりますが、難しかったのかなというところもございます。

2点目、がん予防に対する章立てというお話だったかと思います。国民健康保険のデータヘルス計画というところで、確かに、こちらの基のデータとしているさまざまなデータも、あくまで国民健康保険の被保険者の方のものを使っている部分がございます。先ほどご指摘のありました50ページには、健康課というところで市民全体の健康増進の施策をとっている事業が載っているところです。また、保険年金課で被保険者の方を対象とする特定健診のときに対し

でもあわせて実施ができるようながん検診については、健康課のほうから資料をもらって同封するなどの工夫はしてきておりますが、今後もさらなる形で、がん検診の受診率も特定健診の受診率もあわせて上げられるような施策を、健康課と連携をとりながら考えていきたいと思っております。

そういった意味で、やはり主たるところが、市役所としてのところで申し訳ないんですけども、一般会計で全市民を対象とする施策として行っているものと少し分けるような形で、記載しております。ただ、特定健診の対象となる方にも当然がん検診を市民として受けていただきたい、早期発見・早期治療に係る健診についてはご活用いただきたいというところで、今後も双方の受診率を上げられるような取り組みをしていきたいと考え、この間ご指摘もいただきましたとおりに、健康診査のほうの第10章には健康課との連携のページというところを追加させていただいたところでございます。

◎遠藤会長 森戸さん、いかがですか。

◎森戸委員 この段階ですので、ここで言ってもあれなんですけれども、どうも実際の死亡率とか医療費のかかり方と、国もそうなんです、重点の置き方というのが十分に合っていないんじゃないかと思ったものですから、今後そこは課題なのかなと思いました。

それから、PRなんですけれども、やっぱりこれだけのものを読むことと、このデータヘルス計画や特定健診の実施計画がどういう意味を持つのかというのは、普通に生活をしていて、なかなか関心を持つというのは難しいと思うんです。やはり、説明会を開催したりとかいうことを行っていただく中で理解を深めていただいて、パブリックコメントを書いていただけるような場を、ぜひ今後はつくっていただきたいということは要望しておきます。

◎遠藤会長 2件、要望ですね。

◎森戸委員 はい。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。松本さん。

◎松本委員 9時までに上げろという話ですから、手短に発言しないといけないのかなと思っているんですけども。

資料を2ついただいでいて、別冊1と別冊2で計画が2つあり、この2つの別々になっている意味合い、多分、根拠法令とかもとになるものが違うというご説明があったかと思うんですが、性格的には、もともと一体、相互に溶け合うものですよね。だから、健康診査等実施計画というのは、別冊1に含まれてきちんと議論されるのがわかりやすくなるのではないかと思いますので、もうちょっとその辺の整理が要るのではないのかというのが1点目です。

それから別冊1は、40ページぐらいにわたって分析結果というのがあるんですけども、それを踏まえて、44ページで分析結果のまとめを一言メモでまとめて、それを踏まえて45ページで課題の抽出となっているんですが、これは課題の抽出という性格のものではなくて、何か問題点を並べてあるというような位置づけではないのかなと思います。当然、分析結果のまとめをさらに分析して、なぜ、どこに問題があるのかとかいうのを掘り下げておくのが課題

の抽出の役割ではないのかなと思うんですが、それがないので後に続いていっていないんです。これは余計なことですけども、課題の抽出の1から8までと9とは、かなり色合いが違うので、この辺も全く未整理ではないのかなと思います。

目標が掲げているんですけども、問題は、46ページに目標を掲げて、それをいかに実行、達成すべき理念というか、目的に向かってこの目標を切り出したら、それと具体的な事業とを連続させて、一体何を具体的なのかという実行計画の方向性を出して、それをさらに、年度なんかで区切ってありますから、そういうので落とし込んでいくというのが本来の姿かなと思うんです。それがほとんどやられていないから、単に最終的に48ページ、49ページに今までやったのがちょっとだけ、文言を変えました、あるいは何かつけ足しましたということで、単に並べてあるだけの計画になっているのではないかと。中身の問題ではなくて、むしろ落とし込み方というか、資料の、作業の仕方というんですかね、そういう問題のほうから問題提起をさせていただきたいと思います。

この40ページにわたるものというのはほとんど別添資料として整理すれば済む話で、これだけのものをこれだけの枚数をかけて印刷するものなのかどうか。むしろ分析したものをきちんと前面に出して、参考資料で挙げてあるようないろいろな問題がある、その背景にはこういう問題がある、ついてはこういうふうにしていかなければいけないんじゃないか。進めていく上にはこういう隘路があるから、それはどういうふうにしてクリアしていくんだ、あるいはお金を出していくんだ、あるいはお金を使わないでうまく健康を増進する方法があるだろうからそっちを探すんだとかいった議論になるのが順当なのかなと思います。

その段階で議論すると9時ではとても終わらないので、そういう、入れ物の問題点だけ指摘させてください。

以上です。

すみません、もう1点忘れた。50ページに「また」と書いてありますけれども、この「また」というのは一体何と結びついているのかよくわからないんです。第3章の目標の設定をして、第4章の1で実施事業の選定があって、2で実施事業の内容があって、何行か並んでいて、50ページに「また、本市では」と入っていますから、この「また」というのは、本来どこかに入るべき話ではないのかなと思うんですけども、これを別立てにするというのは、作り方としておかしくないでしょうか。当然この「また」以下の話も中に織り込まれてこられるべき話ではないかと思えます。

私のほうからは以上です。

◎高橋保険年金課長 まず1点目につきまして、溶け合うものということは、私どもも、つくり終えてみて特にそう感じているところです。これまで、表題に書いてあるとおりに、データヘルス計画は今回が2期目、また、特定健康診査等実施計画のほうは第3期目ということで、別々につくってきた経過がありまして、それを受けてそのまま別冊にしまったところです。

また、国のほうの手引きの中にも確かに、一緒にしていいという話も書いてはあるんですけど

れども、その場合には冊子の中で、どの部分が実施計画になるのかということを確認にしないではいけないというところもありまして、つくりを、分けるところまで十分に考慮ができなかったところがあります。次が6年後にまたそれぞれの計画を改定していく時期が来ますので、それまでの間にもう少し検討させていただき、1冊にまとめられるように考えていきたいと思っています。

2点目の、分析結果等のことについては、まずはご意見として承りたいと思います。ただ、こちらの計画につきましては、医療のデータ、さまざまな情報等を分析して、その上に立って課題を抽出するという、最初にご説明をしたとおりのある程度のつくり方を持っていて、それに従ってやっているところではあるんですが、おっしゃったとおりに、分析の結果の掘り下げ方等々、考える余地がある部分もあると思いますので、そういったところは今後参考とさせていただきますながら、また、これから、一度立てた計画をP D C Aサイクルに沿って見直していく形になっていきますので、そういった中で必要に応じて、変える必要がある部分は変えていきたいと考えてございます。

それと、3点目の50ページの「また」のところです。多分、こちらはご指摘いただいたとおり、修正の際に見逃してしまった点だと思いますので、こちらについては取る方向で考えたいと思います。

以上です。

◎遠藤会長 松本さん、よろしいですか。

◎松本委員 P D C Aサイクルというのは、いいようで、やり方によっては必ずしもいい方法でもないと思うんです。今、P F I方式とかいうのに乗せていくようなお考えかもしれませんが、方向性を間違えると、無駄な作業に延々とそのエネルギーを使ってほとんど効果が得られないことを、一生懸命、成果が上がったというふうになりかねないやり方もあるので、方法も含めて十分に検討をしていただければというか、その必要があるのではないかと思います。余計なことかもしれませんが、P F I方式はあまりおすすめの方式ではないと私は思っています。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。

◎瀬口委員 瀬口です。3点ほど意見なんですけれども、5年計画でしたっけ。

◎高橋保険年金課長 6年です。

◎瀬口委員 6年ですかね。6年の計画を立てて、しっかり立てられたと思うんですが、ただ、先ほどの意見もあったように、それが始まる数カ月前に資料を配って、それで検討するというのは、最終的な検討としてはちょっと遅いかなという気がするので、次回検討するときには少なくとも最終年度の前半にはそれまでの評価を終えて、そこにデータを出して、次のステップではどういうふうにしましょうかということを決めていくようにしないと、いろんな意見を得ることは難しいんじゃないかと思います。ですので、もうちょっと余裕を持って、6年だったら、5年間分のデータをちゃんとまとめておいて、それを評価

して、じゃ、次はどうしましょうかということを決めていくというほうが、きっといい案も出るし、市民からの意見も出てくるんじゃないかと思うんです。

あと、2点目は、先ほどいろんな分析結果とか課題の抽出とか目標の設定というところが、やはり少し問題があるという話もあったんですが、基本的に、これをやるのに、国がやっているデータヘルス計画もあるし、都がやっているデータヘルス計画もありますよね。基本は同じなんです、日本国民で。同じ環境の中で生活をしていますから。ただ、小金井市は小金井市として、ほかの地域とちょっと違うところがある。人口ですとか、有病率もちょっと違うかもしれない。そういう特色はあるかもしれませんが、基本の解析結果というのは、国や都が解析した結果を踏まえて、それをもとにして評価をしていって、課題を見つけて何をしようかと考えていったほうが、無駄がないし、抜けがないし、変な方向に走らなくて済むんじゃないかと思うので、ぜひそういう大きなところがやったものを参考に次回はさせていただくとありがたいかなと思います。

もう1点……、全部意見です。お願いで、意見で、実施事業の内容で、継続検討になっているところがありますよね。非常に大事なものが継続検討になっている気がして、これが6年後では非常に遅過ぎるので、この継続検討というのは毎年毎年検討されて、中からきちんとした形が、今回のデータヘルス計画に盛り込まれていくとしていただければありがたいと思います。

以上です。

◎遠藤会長 ご意見ですか。

◎瀬口委員 はい、意見です。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。森戸さん。

◎森戸委員 すみません、重要なことを忘れていまして、46ページの第3章の目標のところ、生活習慣・健康状態の把握、生活習慣の改善・重症化予防。そこからいきなり、医療機関の早期受診・適正受診と入るわけです。1、2は生活習慣の改善なんですよ。本来3番目に、健診によって早期発見するというのが目標にないと、いきなり早期受診という形になるのかなど。むしろ、健診事業できちんと受けてもらって、早期発見して、重症化予防や早期受診につなげるというほうが私はいいんじゃないかと思うんですが、専門家の先生方もいらっしゃるんで、ここが飛躍し過ぎているなと思っていたんですが、どうなんでしょう。

◎瀬口委員 いいですか。

◎遠藤会長 瀬口さん。

◎瀬口委員 私が答えるわけじゃないんですけども、ここを見て、おっしゃったのはそのとおりで、それが見えないんですが、よく内容を読んでみると、1番がそれなんですよ。1番の「通院が必要な対象者の見える化を目指します」、生活習慣・健康状態の把握ということが、これが健診事業なんじゃないかと思っているんじゃないかと思うんです。

高橋さん、そうですね。

◎高橋保険年金課長 そのとおりでして、46ページの1番の生活習慣・健康状態の把握を、

その隣のページで見ていただいて、実施事業の選定の左の縦のところ、「1. 生活習慣・健康状態の把握」の下に、①として「特定健診による生活習慣・健康状態の把握」という形で、そこから右の特定健診のほうへ矢印が伸びている形です。わかりづらくて申し訳ないんですが、そういった形での分類をさせていただいてございます。

◎森戸委員 特定健診に限るというのは、国保だからということなんですかね。つまり、がん検診とかを含めてというのがどこかにあったんですけど。それはこのデータヘルス計画には盛り込まなくていいということなんですか。

◎高橋保険年金課長 特定健診自体が生活習慣病に特化した形での健診ということで、こういっては何ですけれども、やはり生活習慣病が重症化をするといろいろ生活面にも問題が出ます。また、医療費に関してもとても大きくなってきて、ご本人の生活を圧迫するようなことがあるというところから、この特定健康診査というものを各医療の保険者が被保険者の方に実施をするということで国の施策が始まっておりますので、そういったところで、私どもの中で、小金井市の国保の被保険者の方の医療の状況の分析をした中でも、やはり生活習慣病のところはリスクを持っている方が多いと認識をしておりますので、今回の実際の施策については、特定健康診査の受診率を上げていく、そこでご本人の状況を把握していただき、問題、リスクがあった場合には一定の対応を考えていただくというところにつなげるものになってございます。

おっしゃるとおり、生活習慣病のリスクはがんのリスクにもつながるようなお話も聞いてございます。そちらに関しては、やはり先ほどと同じお答えになってしまいますが、がん検診に関しては、小金井市では一般会計の事業で、医療保険にかかわらず小金井市民の方に対して実施をするような事業となっておりますので、そちらと連携をしながら、相互で高めていくという位置づけで考えているところでございます。

◎森戸委員 瀬口委員からもアドバイスをいただいて、ありがとうございました。もう少しわかりやすく書いてあると……、「見える化」とか言われると、何が見える化するのかというのがよくわからないので、「早期に発見する」とかももう少し市民にわかりやすい言葉にさせていただくとありがたいなというのは要望しておきたいと思います。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。近藤さん。

◎近藤委員 9ページの第1期データヘルス計画の取り組みの評価がされています。その中で、特定保健指導ですとか医療機関受診勧奨通知などにつきましては、目標に対して実績が届いていない、大きな差があると思います。

48ページには、第2期の目標が示されていて、60%という非常に高い目標を掲げていらっしゃるんですけれども、これを実現するに向けて、どのようなステップをされていくのかということがこの後大事になってくると思うんですが、この計画を実施されるに当たっては、その辺のところを十分分析をしていただいて、目標を達成できるような取り組みをお願いしたいと思います。

◎遠藤会長 要望ですか。

◎近藤委員 意見です。

◎遠藤会長 意見、はい。では、金井さん。

◎金井委員 先ほどほかの委員の方もあったんですけども、前回のときにも、48ページの実施事業の内容のところで継続検討がそのまま継続検討になっているんですが、やっぱりこれは、6年間継続検討するというのではなくて、毎年、1年ごとに、これが検討から具体的な実施になるように何か目標を立てるとかいうものをぜひ進めてほしいと思います。

意見です。

だから、6年たってこうでしたというのではなくて、1年ごとに、大体ここまで進んだとかいうものをこういう委員会に示していただきたいということです。

◎遠藤会長 ご意見として伺いました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

それでは先に、第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画（案）についてお諮りいたします。答申といたしましては、市長の諮問どおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎遠藤会長 ありがとうございます。異議なしということでお伺いさせていただきました。本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することを決定いたしました。答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方に後日送付させていただきます。

それでは、引き続きまして、第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）についてお諮りいたします。答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎遠藤会長 異議なしと認めます。本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することを決定いたしました。答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方に後日送付をさせていただきます。

次に、日程第3、その他に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

◎高橋保険年金課長 報告と連絡事項、合わせて3点ほどございます。

まずは1点目、国保財政健全化計画についてのご報告です。昨年12月に東京都が策定した東京都国民健康保険運営方針の中でも、区市町村が解消・削減すべき赤字の解消・削減に向け、区市町村国保財政健全化計画を策定して、計画的に赤字を解消することとされています。当該計画について、厚生労働省の通知に基づき作成し本年3月末までに提出することとされましたが、計画の様式などを含む国の通知の発出が1月末、都から区市町村への通知は2月中となるなど、詳細の提示が遅くなっている状況です。

当該計画は、赤字解消の目標の年次や各年次の具体的な数値目標を記載することとされていますが、本年度に計画を策定する際、30年度以降の年次ごとの具体的な数値目標を記載する

ことが困難な場合には定性的な記載とすることも可能とし、30年度以降、可能な限り速やかに赤字削減の目標年次及び年次ごとの数値目標を設定し、計画の変更を行うことができることとさせていただきます。そのため、本来であれば所管課で当該計画案を策定し本協議会にお示しするところですが、今年度は数値目標を入れない定性的な計画を3月末までに作成の上、都へ提出することとし、提出後、委員の皆様には提出物を送付させていただきます。その上で、赤字削減の目標年次及び年次ごとの数値目標の設定を行った計画案を、来年度本協議会にお示しさせていただきます。ご理解をいただければと思います。以上です。

2点目、事前送付資料、国民健康保険運営協議会の委員構成についてのご報告でございます。A4横の1枚ものの表になります。前回の協議会の際に委員からご請求があったもので、都内26市の国保運営協議会の委員構成になります。こちらの結果から、議会選出の公益代表委員がいる市も複数ございますので、委員構成の変更については、検討するかしないかも含めまして来期以降の課題とさせていただきますので、ご報告いたします。

3点目は連絡事項となります。本日は、本年度最後の国民健康保険運営協議会となります。制度改革や計画の改定など1つ1つ重いテーマについて活発なご協議をいただきまして、まことにありがとうございます。今期の委員の皆様は本年12月31日までとなりますが、任期終了までの間に、人事異動や本市の国保の資格の喪失など、運営協議会の委員区分の要件から外れるようなことが判明いたしましたら、後任の委員選出を行う必要があるため、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

◎遠藤会長 ありがとうございます。皆様から、何かほかにもございますでしょうか。よろしいですか。松本さん。

◎松本委員 冒頭に、市長への答申のご報告がありました。事前に送られてきた資料に市長への答申の文章も添付されておりましたし、それから、あれについては何ておっしゃったんですって、付す意見でしたって、修正後の文章が送られてきたんですけども、答申の状況については、こういう形で市長に答申するという、文書番号……、文書番号は入っていた、今日は忘れてしまったのであれですが、市長への答申がちゃんとなされたというのがあるんですけども、付す意見については、こういうものを市長に提出しましたということだけで終わっていて、果たして市長にそれが渡っているのかどうかを我々は確認するすべがないというか、答申と付す意見の連続性が確認できないので、どういう扱いになるのかがややわかりにくいと思いました。

今、国会で、労政審でしたって、審議会の審議の状況等についても、以前の決議をする際のいろんな意見というのが今でも問題になったりしているわけです。今回の値上げというか保険料の改定の問題についても、かなり厳しい中で、当面、移行措置の期間、あるいは激変緩和措置があるだろうからということ踏まえて、みんな、やむを得ないというぎりぎりのところで了解という判断をして、なおかつ、いろんな留保条件等があるということもあわせて記録に残

るということをよしとしてご了解したんですけれども、果たして市長のほうにそういうものが一緒に行ったのか、あるいは審議会の議論の中でそういうものが留保されていることが審議会として担保されているのかがやや見えない。我々が道路を歩いていて、君たちは値上げに、引き上げに賛成したんじゃないか、何を軽率なことをしたんだと言われたときに、そうではない、審議会ではきちんとこういう議論をしたんだと胸を張って言える余地があるのかないのかというのを確認させていただきたいというのが、何ていうのかな、余計なことですけども、オフ・ザ・レコードにしてもらっても結構なんですけど、ちょっとひっかかるところです。

◎高橋保険年金課長　今回は本当に、私どももいろいろ不手際がございまして、皆様にはわかりづらい、または不信感を与えたような形になって、大変申し訳ございませんでした。

先ほどの報告にもお話しさせていただきましたが、小金井市のほうで市議会に提出している国民健康保険の特別会計の予算に係る資料として、先ほどの諮問書、またそれに対する答申書、あわせまして意見のほうも掲載をしているところですが、実際に、答申に係る意見についてのところに、文章を頭に入れてございます。そこに「平成29年12月27日付小国運協第5号『小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）』につきましても、下記のとおり協議会において交わされた具体的な意見を付すことといたします」と書いて、その下に意見があるんですが、この「小国運協第5号」というのが実際の答申書の文書の番号になります。そこで、どの答申書につく意見なのかというところが明確になっていること、また、これまで本日も含めまして6回の協議会の議事録につきましても、基本的に精査をしていただいた後になります。順次ホームページに掲載させていただくことになります。市長にも協議会の経過についてはそういったもので説明をさせていただいていますし、今回につきましても、経過も含めて私のほうから説明させていただいたということでご説明にかえさせていただきたいと思っております。

◎遠藤会長　よろしいですか。

◎松本委員　私は了解しました。

◎遠藤会長　その他のところで、ほかにご意見ありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。本日はご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

19時57分　終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成30年2月26日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 片山 薫

署名委員 森戸 洋子